

第1回 消費者庁・徳島県合同会議

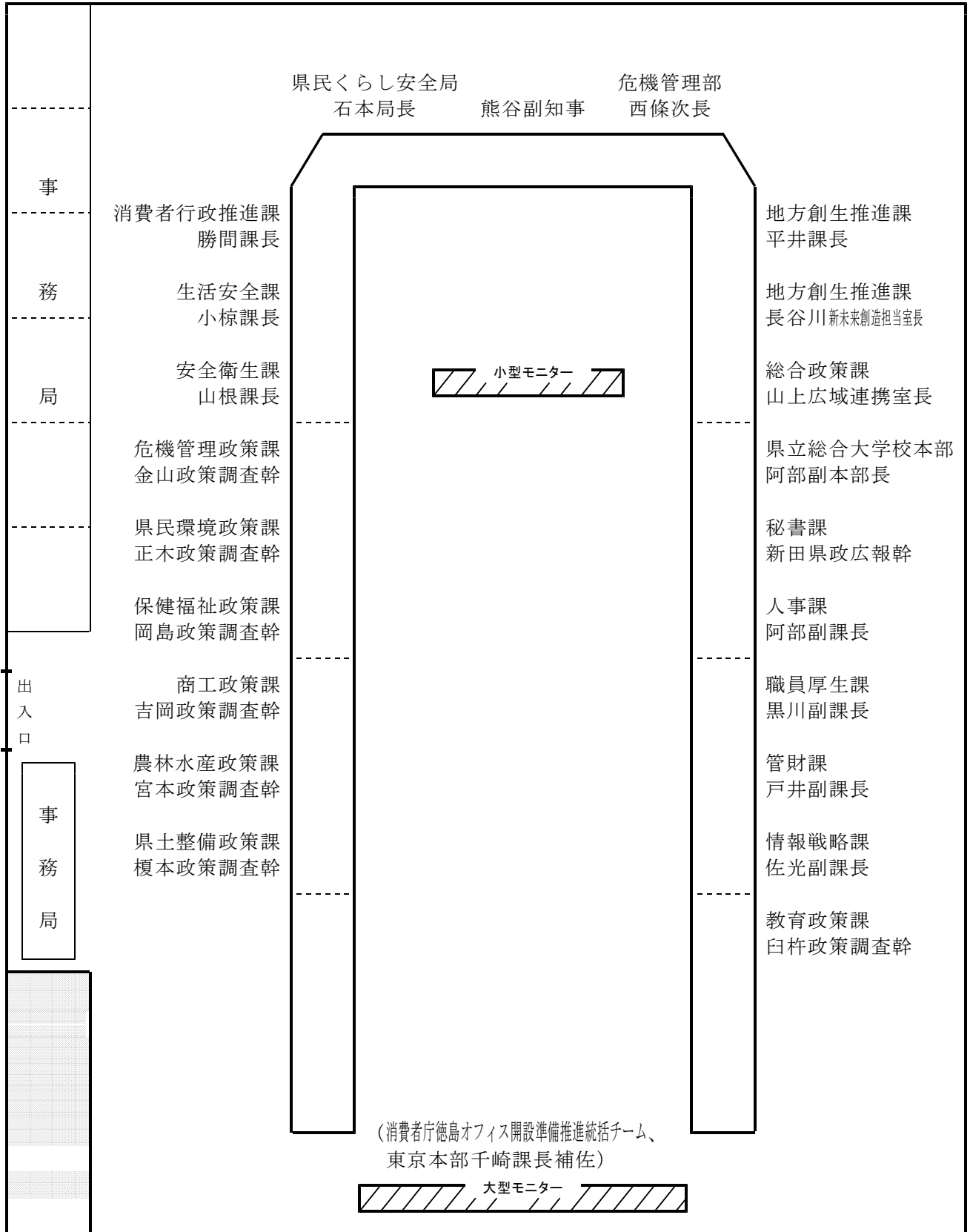
議事次第

日時：平成28年9月6日（火）
13:00～14:00
場所：消費者庁 徳島県東京本部
徳島県 徳島県庁舎

1. 今後の検討事項の確認
2. その他

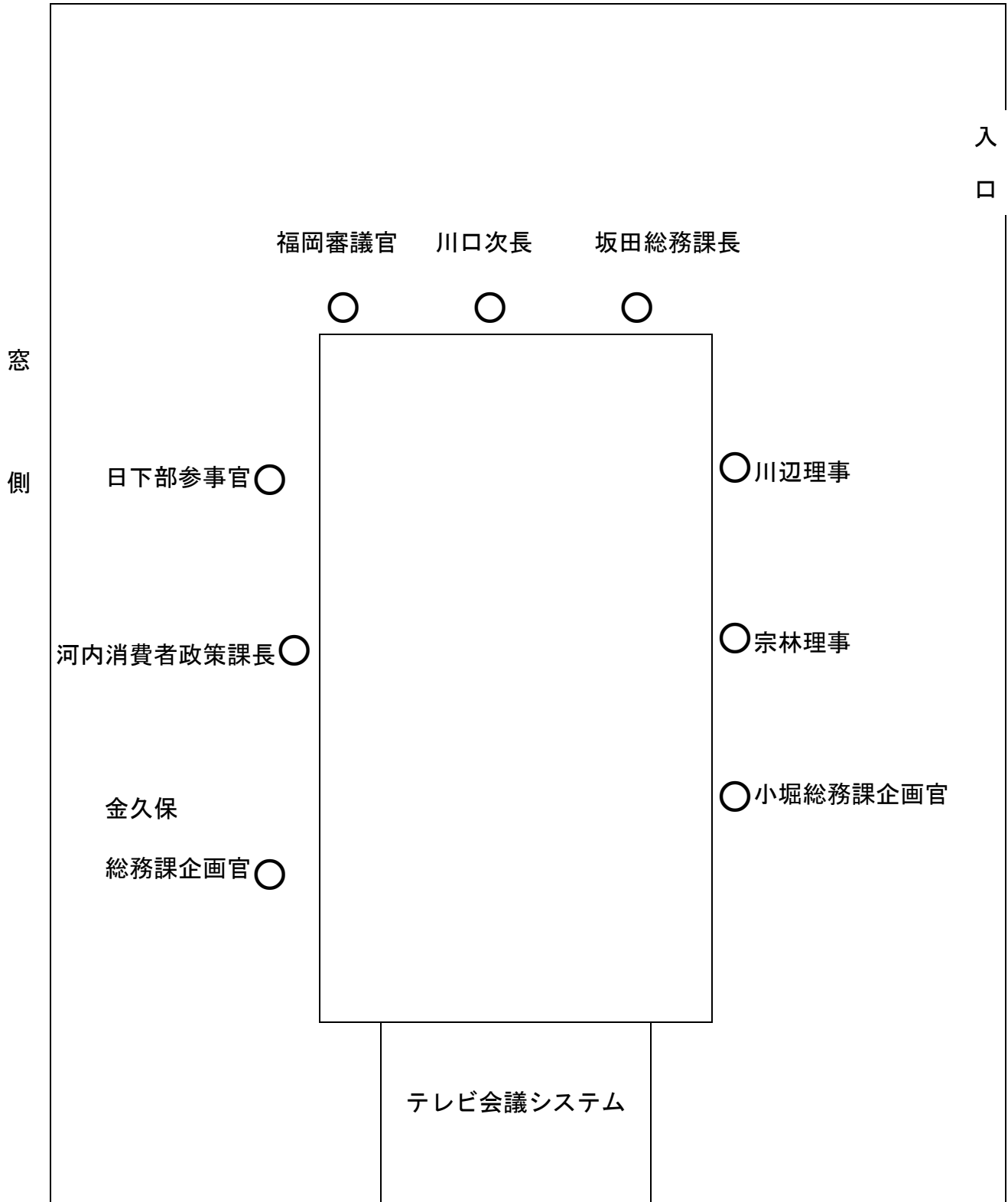
消費者庁「徳島オフィス開設準備推進統括チーム」と
 徳島県「新次元の消費者行政創造拠点整備推進プロジェクトチーム」
 との第1回合同会議配席図

H28.9.6 特別会議室



消費者庁「徳島オフィス開設準備推進統括チーム」・
徳島県「新次元の消費者行政創造拠点整備推進プロジェクトチーム」
合同会議 配席図（徳島県東京本部）

H28.9.6 徳島県東京本部テレビ会議室



新次元の消費者行政創造拠点整備推進プロジェクトチーム名簿

	部局名	所 属	職	氏 名	備 考
1	危機管理部		次長	西條 和芳	リーダー
2	危機管理部	県民くらし安全局消費者行政推進課	課長	勝間 基彦	サブリーダー
3	危機管理部	県民くらし安全局生活安全課	課長	小椋 昇明	
4	危機管理部	県民くらし安全局安全衛生課	課長	山根 泰典	
5	危機管理部	危機管理政策課	政策調査幹	金山 壮一郎	
6	政策創造部	地方創生局地方創生推進課	課長	平井 琢二	サブリーダー
7	政策創造部	地方創生局地方創生推進課	新未来創造 担当室長	長谷川 尚洋	
8	政策創造部	総合政策課	広域連携室長	山上 達也	
9	政策創造部	東京本部	課長補佐	千崎 幸代	
10	政策創造部	県立総合大学校本部	副本部長	阿部 篤	
11	経営戦略部	秘書課	県政広報幹	新田 哲弘	
12	経営戦略部	人事課	副課長	阿部 順次	
13	経営戦略部	職員厚生課	副課長	黒川 徹雄	
14	経営戦略部	管財課	副課長	戸井 敬浩	
15	経営戦略部	情報戦略課	副課長	佐光 広格	
16	県民環境部	県民環境政策課	政策調査幹	正木 孝一	
17	保健福祉部	保健福祉政策課	政策調査幹	岡島 敏子	
18	商工労働観光部	商工政策課	政策調査幹	吉岡 健次	
19	農林水産部	農林水産政策課	政策調査幹	宮本 孝則	
20	県土整備部	県土整備政策課	政策調査幹	榎本 茂樹	
21	教育委員会	教育政策課	政策調査幹	臼杵 一浩	

事務局	消費者行政推進課
-----	----------

徳島オフィス開設準備推進統括チーム構成員

	役 職	氏 名
統括チーム長	次長	川口 康裕

【徳島オフィス開設準備チーム】		
チーム長	審議官	小野 稔
副チーム長	(独)国民生活センター理事	宗林 さおり
	(独)国民生活センター理事	川辺 英一郎
リーダー	総務課長	坂田 進
	参事官	日下部 英紀
	消費者教育・地方協力課長	金子 浩之
	総務課企画官(総括担当)	小堀 厚司
	総務課企画官(情報システム担当)	金久保 隆
	(独)国民生活センター総務部長	西 貴久雄
メンバー	総務課課長補佐(任用担当)	津永 博
	総務課課長補佐(総務担当)	芝崎 文子
	総務課課長補佐(企画担当)	阪口 理司
	総務課課長補佐(予算・組織担当)	小町 僚明
	総務課課長補佐(情報システム担当)	柏原 英行
	総務課会計専門官	小林 雅史
	消費者教育・地方協力課課長補佐(総括担当)	吉田 朗
	(独)国民生活センター総務課長	浦川 有希
オブザーバー	内閣府消費者委員会事務局長	黒木 理恵
	内閣府消費者委員会事務局参事官	丸山 達也

【新未来創造プロジェクト検討チーム】		
チーム長	審議官	福岡 徹
リーダー	消費者政策課長	河内 達哉
メンバー	総務課課長補佐(企画担当)	阪口 理司
	総務課課長補佐(予算・組織担当)	小町 僚明
	消費者政策課課長補佐(総括担当)	田中 泰治
	消費者制度課課長補佐(総括担当)	大友 伸幸
	消費者教育・地方協力課課長補佐(総括担当)	吉田 朗
	消費者調査課課長補佐(総括担当)	飯村 久美子
	消費者安全課課長補佐(総括担当)	吉村 卓也
	取引対策課課長補佐(総括担当)	島袋 功一
	表示対策課課長補佐(総括担当)	林 慎一郎
	食品表示企画課課長補佐(総括担当)	西川 真由

(備考)メンバーには、その他消費者庁職員から統括チーム長が指名する者を追加可。

平成 28 年 9 月 1 日
まち・ひと・しごと創生本部決定

政府関係機関の地方移転にかかる今後の取組について

1. はじめに

まち・ひと・しごと創生本部（以下「本部」という。）においては「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（平成 26 年 12 月 27 日閣議決定）に基づき、東京一極集中を是正する観点から、政府関係機関の地方への移転について、道府県等からの提案を踏まえ検討を進め、本年 3 月 22 日には、「政府関係機関移転基本方針」（以下「移転基本方針」という。）を決定した。

移転基本方針では、研究機関・研修機関等について、23 機関を対象に 50 件の全部又は一部移転に関する方針をとりまとめた。

更に、中央省庁（府県から中央省庁と一体として移転を提案されている独立行政法人を含む。）の地方移転については、移転先の地域を含め我が国の地方創生に資するかという地方創生の視点と、国の機関としての機能確保の視点、地方移転によって過度な費用の増大や組織肥大化にならないか、地元の協力・受入体制が整っているかという移転費用等の視点から検討を進めてきた結果、移転基本方針において、文化庁の京都への全面的な移転の他、消費者庁等、総務省統計局、特許庁、中小企業庁、観光庁、気象庁について、今後の具体的な対応方向を取りまとめた。

2. 中央省庁の地方移転にかかる今後の取組

中央省庁の地方移転については、実証試験や業務を試行するなど検討を進め、今般、政府内における平成 29 年度予算の概算要求にあたって、別紙のとおり、今後の取組をとりまとめ、今後、別紙に沿って具体化に向けた取組を進める。

また、本部として、その進捗を適切に点検し、その着実な実施を図る。

3. 上記以外の今後の取組

研究機関・研修機関等の地方移転については、関係者間において更に検討を進め、平成 28 年度内にそれぞれの取組において、規模感を含めた具体的な展開を明確にした 5 年から 10 年程度の年次プランを共同して作成するとともに、政府において定期的に適切なフォローアップを行っていく。

国の機関としての機能発揮の検証については、移転基本方針及び「まち・ひと・しごと創生基本方針 2016」（平成 28 年 6 月 2 日閣議決定）を踏まえ、適切に対応していく。

中央省庁の地方移転について

I. 文化庁の移転について

1. 実証実験の概要

(1) 実施の概要

文化庁は、平成 28 年 7 月、京都市内で約 2 週間の実証実験を実施した。期間中は文化庁職員が常時約 10 名滞在し、テレビ会議システムの活用による ICT の活用の実証や現地の文化行政をめぐる状況の把握等を行った。ICT の活用の実証として、通常のテレビ会議システムと二面ディスプレイの高臨場感システムの 2 種類で行った。また、現地の文化行政をめぐる状況の把握として、京都における文化財の保存・継承・公開の現場等への視察、文化庁長官と関西地域の大学の学長やマスコミとの間や、関西広域連合、関西経済連合会の間での意見交換等を行った。

(2) 結果・課題等

ICT の活用の実証については、システムの特性に応じた利用により、遠隔地の者との会議等への活用で業務効率化にも資する一方、相手の視線が分かりづらい、会議終了後の補足的なやり取りができない等の課題も明らかになった。テレビ会議の活用にあたっては、直接対面での打ちあわせの機会も確保し、案件の内容等に応じて使い分けることが必要と考えられた。例えば、事務連絡や論点が事前に整理された内容に係る打ち合わせでは通常のテレビ会議システムの活用が、また、特に数人以上で議論をまとめる必要がある場合等には、全体の様子が分かる高臨場感システムの活用が適切である一方、重要案件で、相手の反応の機微等を読み取り、その場で臨機応変に合意形成を行うことが必要な場面では、テレビ会議になじまないものも少なくないと考えられる。

現地の文化行政をめぐる状況の把握については、現地視察を通じて、地元の取組についての理解を深めたほか、文化庁と関西広域連合、関西経済連合会との間で、関西の優れた文化資源等を活かして、文化行政の裾野を広げ、文化を生かした観光や産業、暮らし・まちづくりの推進に連携して取り組む旨の共同宣言がとりまとめられた。

2. 今後の方向性

(1) 文化庁移転協議会における検討

文化庁の全面的な移転については、抜本的な組織見直し・東京での事務体制の構築や移転時期、移転費用・移転後の経常的経費への対応等を検討するため、文化庁移転協議会が、本年 4 月に文部科学省、内閣官房、関係省庁の協力の下、立ち上げられた。同協議会においては、京都府・京都市も参画し、7 月に行った実証実験も踏まえつつ検討を進め、「文化庁の移転の概要について」(平成 28 年 8 月 25 日文化庁移転協議会決定) をとりまとめた。今後、本とりまとめに基づき、具体的な内容について、年内を目途に決定すべく、引き続き検討を進

める。

(2) 基本的考え方

人口減少社会の到来や地方の過疎化が進む中、文化芸術を資源ととらえ、文化芸術への投資が新たな創造を生み社会の発展につながるよう、文化芸術を幅広くとらえた総合的な施策の推進や、文化芸術資源の積極的な活用、既存の枠にとらわれない文化振興や戦略的な国内外への発信等が求められている。

今日の社会における文化芸術の意義や果たすべき役割を踏まえると、文化庁の組織を見直して、企画・立案体制（政策立案機能）を格段に強化するとともに、従来の文化芸術の範囲に閉じることなく、観光・産業、教育、福祉、まちづくり等の様々な関連分野との連携を強化し、総合的に施策を推進することが必要である。また、文化芸術資源を核とする地方創生の推進、生活文化、近現代文化遺産等の複合領域や新分野への対応、戦略的な国際文化交流・海外発信、文化政策研究の充実も重要であり、これらの施策を効率的・効果的に推進するための体制を行革の観点も踏まえて整備する。

今般の取組は、京都以外の全国各地や国民の理解を得ながら、こうした文化庁の機能の強化を図りつつ、組織の抜本的改編を行うものであることから、計画的・段階的に進めることが必要であるため、次の(3)具体的な取組の①～③のとおり進める。

(3) 具体的な取組

- ① 今年度実施の ICT 実証実験及び来年度実施する先行移転を通して、遠隔地の部局との連携の方法や課題について検証を行う。
- ② 京都・関西の官民の協力を得て、文化庁の京都移転の具体的メリットを示し、国民の理解を得るため、平成 29 年度に、文化庁の一部の先行移転として、「地域文化創生本部（仮称）」を京都に設置する。国として必要な予算・機構定員を確保しつつ、京都側の連携協力を得て、30 人程度の体制を構築し、食を含む生活文化等の地域の文化芸術資源と産業界・大学等との連携により地方創生や経済活性化を促進する拠点形成事業や、文化財を活かした総合的な観光拠点の形成や、伝統文化・生活文化を活かした広域文化観光の実現にかかるモデル事業、2017 年の東アジア文化都市に指定された京都市の人的交流・文化協力を促進させる事業、政策調査研究機能の充実等を進める。
- ③ ②と並行して、「施策・事業の執行業務及びそれと密接不可分な政策の企画・立案業務」と「政策の企画・立案などで東京で行う必要のある業務」の分離等を検討し、機能強化及び抜本的な組織改編に係る文部科学省設置法の改正案等を、平成 30 年 1 月からの通常国会を目途に提出する。

これにより新たな政策ニーズに対応できる「新・文化庁」の体制の構築を図るとともに、業務に一時の停滞も来さないよう、まず既存の場所で運

用し、その上で、最終的には、京都と東京との分離で必要となる組織体制を整備しつつ、円滑に移転を実施する。

なお、抜本的な組織改編の検討と並行して、移転場所、移転費用、移転後の経常経費への対応及び文化関係独立行政法人の在り方について、「文化庁の移転の概要について」に基づき、検討を進める。

Ⅱ. 消費者庁等の移転について

1. 試行の概要

(1) 実施の概要

消費者庁は、各業務についての業務フローの検証、庁内の有識者会議におけるテレビ会議を活用した試行（4回）とともに、2回にわたり徳島県に試行的に滞在し、ICTの活用等による業務の試行、徳島県の消費者行政の実情把握、働き方改革の視点からの検証を行った。平成28年3月13日から17日まで、長官を含む職員10名が徳島県神山町（一部徳島県庁舎）に、7月4日から29日まで、長官、各課課長（総務課を除く）を含む職員43名が徳島県庁舎に試行的に滞在した。また、（独）国民生活センターは、徳島県施設（研修は鳴門県合同庁舎、商品テストは県内のいくつかの施設）を活用し、研修業務、商品テスト業務を円滑に遂行できるか検証した。消費者委員会は、1月、3月、7月にそれぞれウェブ会議システムを活用した会議運営の検証を行った。

(2) 結果、課題等

徳島県において行った行政、事業者、学術機関等との意見交換等を通じ、消費者教育、倫理的消費に関する先進的かつ熱心な取組及び、消費者庁の取組に協力する強い意欲が確認された。徳島県から移転の意義として説明されている県との連携により、先駆的な施策推進を図るための「実証フィールド」を確保することについては、行政、事業者、学術機関等の継続的な協力を得ることにより、実証に基づいた政策の分析・研究機能の強化に寄与する可能性がみられた。

一方、現時点では、政府内の各府省共通のテレビ会議システムが整備されておらず、徳島県から東京や全国へのアクセス面の課題もあるなかで、消費者庁が行ってきた国会対応、危機管理、法執行、消費者行政の司令塔機能、制度整備等の業務については、迅速性、効率性、関係者との日常的な関係の構築等の点で課題がみられた。テレビ会議システム等を活用したやり取りにおいては、1対1や一方向のやり取りは問題ないが、多人数での意見調整には課題がみられた。

（独）国民生活センターの研修業務については、受講者の地域的な偏りがみられた。多くの受講者の費用・体力・時間等の負担増加、多くの自治体で

研修参加が困難、研修会場までのアクセス等の課題が明らかになった一方、一部の受講者からは近隣で参加しやすくなったとの意見があった。同センターの商品テスト業務については、①必要な機器・設備が不十分、②複数施設に分散しており、機器・設備が自前のものでないため、機動的・効率的なテスト実施が困難、③一般に貸し出しする施設のため保秘が維持できない等の課題が明らかになった。さらに、事業者や有識者のアクセス、市場調査の実施についても課題が確認されたが、徳島県の協力により、実際に使用した商品の収集が円滑にできた面もあった。

2. 今後の方向性

(1) 基本的考え方

徳島県に、消費者行政の新たな未来の創造を担うオフィス（以下「消費者行政新未来創造オフィス（仮称）」という。）を置き、実証に基づいた政策の分析・研究機能をベースとした消費者行政の発展・創造の拠点とする。徳島県及び周辺（関西、中国・四国）地域の協力を得て、全国の都道府県及び消費者の利益に資する高い成果を創り出すことで、新たな人の流れを生み出すとともに、消費者行政を進化させ、それにより地方創生への貢献を目指す。これまで行ってきた迅速な対応を要する業務、対外調整プロセスが重要な業務（国会対応、危機管理、法執行、司令塔機能、制度整備等）は東京で行う。

(2) 具体的な取組

- ① 「消費者行政新未来創造オフィス（仮称）」を平成 29 年度に開設する。同オフィスは、消費者庁及び（独）国民生活センターの職員のほか、徳島県及び周辺地域の行政、企業、学術機関等からの人材も含めた多様な人員構成とする。

さらに徳島県の協力を得た上で、周辺地域も含めた消費者行政の関係者とのネットワークを整備しつつ、分析・研究、実証実験等のプロジェクトを集中的に実施する。また、長官をはじめ消費者庁幹部が定期的に滞在し、同オフィスの成果を消費者行政全体の発展につなげる。平成 29 年度において、同オフィス開設のために必要な機構定員や予算を確保すべく、調整を進める。

- ② （独）国民生活センターについては、徳島県において、主として関西、中国・四国地域の対象者を中心とした研修を継続するとともに、徳島独自の研修も実施する。また、徳島県周辺も含めた大学、医療機関、研究施設等を活用しつつ、徳島県の協力を得ながら、徳島県を実証フィールドとした、相模原施設では実施できなかった先駆的な商品テストのプロジェクトを実施する。
- ③ 「消費者行政新未来創造オフィス（仮称）」の取組は、徳島における同オフィスの恒常的な設置、規模の拡大に向けた試行としても位置づけ、3

年後を目途に検証・見直しを行って、結論を得る。検証・見直しは、今後の徳島県を中心とする交通・通信網、消費者行政を支える人的資源とそのネットワーク及び政府内の各府省庁共通のテレビ会議システムなどの整備状況のほか、同オフィスの設置が消費者行政の進化や地方創生にどの程度貢献したかの実績を踏まえて行う。

- ④ 消費者委員会については、消費者庁や（独）国民生活センターの徳島県での取組につき、消費者行政の進化等の観点から成果を検証し、提言・助言を行う。その際、徳島県にて専門調査会を開催するなど、地方の現場の視点が反映されるような取組を行う。上記3年後目途の検証・見直しに当たって、消費者行政の進化等の観点から、意見を述べる。

Ⅲ. 総務省統計局の移転について

1. 実証実験の概況

(1) 実施の概要

総務省統計局及び（独）統計センターは、平成28年5月から7月にかけて4回にわたって、和歌山県において、統計データ利活用に関する業務の地方実施について、ICTを活用しつつ、地域のユーザー、研究者等との連携、人材確保、利便性等の視点から検証を行った。

平成28年5月に統計データ利活用に関する有識者会議を開催し、和歌山県及び近畿圏の統計有識者（統計マイクロデータ、データサイエンスの専門家等）から統計データ利活用に関する課題や方策等を聴取した。当会議においては、ICT利活用の検証として、ウェブ会議システムを用いて総務省第二庁舎（東京都新宿区）から一部の者が参加した。6月に利便性を検証するため全都道府県が参加する個人企業経済調査・統計データ利活用研修会（以下「全国規模の研修会」という。）を和歌山県で開催した。7月4日から7月8日まで、地域のユーザー、研究者等との連携、人材確保等について検証すべく、統計マイクロデータ（調査票データ）の利活用実験として、オンサイト施設を模擬的に設置し統計マイクロデータの擬似的な提供等を行った。7月7日に和歌山県と共催で近畿圏における統計データ利活用の展望や和歌山県のデータサイエンスに関する取組等をテーマに統計データ利活用シンポジウムを実施した。

(2) 結果・課題等

統計データ利活用に関する有識者会議及びシンポジウムにおいて、地域の課題解決・発展における統計データ利活用の重要性、データを分析活用できるデータサイエンティストの育成の重要性について議論が交わされ、両者を車の両輪として推進すべきことが提言された。そのような中、和歌山大学においてはデータサイエンス教育の充実が図られるとされ、今後の統計有識者等人材確保の可能性がみられた。また、和歌山県で開催した全国規模の研修会では、各

都道府県からの平均移動時間、平均旅費は、東京開催と比較して増加する一方で、一部府県においては移動負担の軽減がなされ、移動負担や旅費の軽減の観点から、全国規模の研修会は東日本と西日本での開催を希望するとの意見もあった。

統計マイクロデータの利活用実験において、多くの地域ユーザー・研究者の参加を得て、連携を図ることができた一方で、今後の関西圏全体への広がりや継続的な利用といった観点からの検討や、様々なニーズに対応すべく相談機能の充実の必要性が明らかになった。また、統計マイクロデータの提供を行うオンサイト施設に係る運用管理業務にウェブ会議システムの活用を試みたところ、一部の業務において、データや分析結果に関する詳細資料を用いた複数人での議論に時間、労力を要したため、今後工夫の余地があることが確認された。

実証実験を通じて、和歌山県による多大な協力を得ることができ、また、和歌山県による統計データ利活用に関する取組への強い熱意を確認することができた。

2. 今後の方向性

(1) 基本的考え方

地方創生の取組を深化させるため、「証拠に基づく政策立案」(evidence-based policy making)の必要性が高まる中、国、地方公共団体、大学、研究機関、企業等が連携し、統計データを利活用して地方創生の取組を進めることが地域の課題解決や発展を目指す上で重要である。和歌山県においては、関西圏における統計データ利活用ネットワークを構築し、産学官協働のデータ利活用を促進するとともに、データサイエンス人材の育成に積極的に取り組むこととしており、和歌山県を関西圏の統計データ利活用の拠点と位置付け、和歌山県をはじめとする関西圏の各府県の協力を得て産学官が連携し関西圏における統計データ利活用を加速させることによって、地域の課題解決や発展を促し、こうした地域の「しごと」と「ひと」の好循環を広く展開させることによって、全国の地方創生の取組に高い成果を創り出す。

(2) 具体的な取組

- ① 総務省統計局は、和歌山県の協力・受入体制の整備を前提に、和歌山県に「統計データ利活用センター（仮称）」を置き、統計マイクロデータ提供等の業務を平成30年度から実施する。平成29年度には、先行的な取組として、和歌山県の協力を得て、データサイエンスの普及や人材育成を柱とする産学官が連携した統計データ利活用促進プロジェクトを実施し地方創生の実現に寄与するとともに、高度な情報セキュリティを確保しつつ利便性の高いかたちで統計マイクロデータを提供し利活用できるオンサイト施設の整備に向けた取組を実施する。このため、必要な機構定員や予算を確保すべく、調整を進める。

- ② (独)統計センターは、上記の具体的な取組について総務省統計局と密接に連携し一体的に行うため、平成 29 年度から必要な予算を確保すべく、調整を進める。

IV. 特許庁の移転について

大阪をはじめ近畿地方に所在する中小企業等の知的財産の保護・活用に対する支援の充実を図る。このため、平成 29 年度に、近畿地方の 7 府県に所在する知財総合支援窓口を統括し、専門家による出願や海外展開等に関する指導・助言、ビジネスマッチングの機会の提供、特許庁等の行政機関、弁理士会、よろず支援拠点等へのつなぎ、出張面接審査・テレビ面接審査対応等のサービスの充実など、ワンストップサービス機能を強化する(独)工業所有権情報・研修館の「近畿統括拠点(仮称)」を、大阪市内の交通至便地に設置する。このため、必要な予算を確保すべく、調整を進める。

V. 中小企業庁の移転について

大阪をはじめ近畿や西日本における中小企業行政の推進に資するよう、近畿経済産業局でのワンストップサービス化等の推進に向け、地域中小企業の実態把握機能を抜本的に強化するための体制を整備する。具体的には、近畿経済産業局の組織改編を行い、平成 29 年度に、地域経済に関する多様な情報を一元的に集約・管理し、中小企業庁に適時・適切に情報を伝達すること等を通じて、中小企業庁における政策の企画・立案の高度化を推進するための新しい組織を設置する。このため、必要な機構定員や予算を確保すべく、調整を進める。

VI. 観光庁の移転について

2020 年に訪日外国人旅行者数を 4000 万人とする等の「明日の日本を支える観光ビジョン」に掲げられた施策の各地方ブロックにおける具体化の取組の推進のため、地域ごとに異なる課題解決や地域における観光行政のワンストップサービス化を推進する。このため、関係省庁の地方支分部局等をメンバーとする「観光ビジョン推進地方ブロック戦略会議」を新たに設置・運営することとし、平成 28 年内に準備会を発足させ、平成 29 年度当初から運営できるように準備を進めるとともに、その機能を最大限に発揮できるよう、地方運輸局において、そのために必要な体制の充実・強化を図る。

VII. 気象庁の移転について

三重県における防災対応、人材の育成、安全知識の普及啓発等の防災に係る取

組への支援を強化するため、津地方気象台は、三重県と共同で平成 28 年度に新たに設置する防災施策に関する研究会を通じて、関係者がとるべき防災行動を時系列で整理したタイムラインの策定等を支援する。また、災害時には三重県と協議のうえ県災害対策本部への職員派遣を行う。さらに、みえ防災・減災センターと津地方気象台がそれぞれ取り組んでいる防災を担う人材育成を一体的に実施するとともに、三重県教育委員会が実施する学校における防災教育の取組に対する支援を強化する。

政府関係機関移転基本方針

(平成 28 年 3 月 22 日まち・ひと・しごと創生本部決定)

-中央省庁の地方移転について 別紙 2：具体的な対応方向（抜粋）-

文化庁の移転について

- 外交関係や国会対応の業務、政策の企画立案業務（関係省庁との調整等）の事務についても現在と同等以上の機能が発揮できることを前提とした上で、地方創生や文化財の活用など、文化庁に期待される新たな政策ニーズ等への対応を含め、文化庁の機能強化を図りつつ、全面的に移転する。このため、抜本的な組織見直し・東京での事務体制の構築や移転時期、移転費用・移転後の経常的経費への対応などを検討するための「文化庁移転協議会（仮称）」を文部科学省と内閣官房、関係省庁の協力の下、政府内に設置する。ICTの活用等による実証実験を行いつつ、8月末をめどに移転に係る組織体制等の概要をとりまとめ、年内をめどに具体的な内容を決定し、数年の内に京都に移転する。なお、文化関係独立行政法人は、上記と並行して、検討を進める。

消費者庁等の移転について

- ① 消費者庁については、施策・事業の執行に関する業務（執行業務と密接不可分に行うことが効率的な一部の政策の企画立案業務を含む。）について、現在進められている ICT の活用等による試行（地方移転のメリット、デメリット面について、東京にある場合との比較検証を行う。）等を行い、移転に向けて8月末までに結論を得ることを目指す。
- ② 消費者委員会及び（独）国民生活センターについては、上記の検証と並行して検証を行い、移転に向けて8月末までに結論を得ることを目指す。

総務省統計局の移転について

- ① 統計局については、統計データ利活用に関する業務の地方実施について、受入先の協力や体制整備を前提に、ICTの活用等を図りつつ、地域のユーザー、研究者、データサイエンスに関する蓄積との連携、人材確保、利便性等について実証実験を行い、8月末までに結論を得ることを目指す。
- ② （独）統計センターは、上記の検証と並行して、受入先の協力や体制整備を前提に、統計データ利活用に関する業務についての検証を行い、8月末までに方向性を決定することを目指す。

特許庁の移転について

「(独)工業所有権情報・研修館」の近畿地方におけるワンストップサービス化等の推進に向けた体制整備について、各府県における知財総合支援窓口を抜本的に底上げする近畿地方の統括拠点を整備する方向で、8月末までに具体的な結論を得る。

中小企業庁の移転について

近畿経済産業局でのワンストップサービス化等の推進に向けた体制の充実・強化について、地域中小企業の実態把握機能を抜本的に強化するための体制を整備する方向で、8月末までに具体的な結論を得る。

観光庁の移転について

地方運輸局においては、新たに関係省庁の地方支分部局をメンバーとする「観光立国地方ブロック戦略会議」(仮称)を設置・運営して連携を強化し、各省庁に跨る課題であっても迅速に解決を図る等、地域における観光行政のワンストップサービス化を推進することとし、そのために必要な機能の拡充・強化のための体制を整備する方向で、8月末までに具体的な結論を得る。

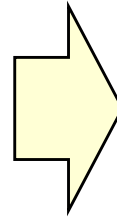
気象庁の移転について

津地方気象台における防災支援等の機能の充実強化について、三重県やみえ防災・減災センター、その他地域の関係機関と協議し、三重県の防災人材育成や住民に対する安全知識の普及啓発の推進等について、8月末までに具体的な結論を得る。

個人消費の喚起(消費者マインドの喚起)

消費者被害の防止・救済の取組を進め、
消費者の安全・安心の確保を図る。

(経済財政運営と改革の基本方針2016)



消費者基本計画工程表(平成28年7月19日改定)を踏まえ、
消費者行政の新たな未来の創造に取り組むとともに、
地方と連携した体制整備、制度の実効性の確保・向上、
多様な消費への対応等に取り組む。

I. 消費者行政の新たな未来の創造

1. 新たな調査・研究機能の整備

- ① 相談者の世代別ライフスタイル分析
- ② 障がい者等消費者の特性を踏まえた被害実態等の分析
- ③ インターネット通販被害の背景分析
- ④ 行動経済学等を活用した消費行動等の分析・研究

2. 全国展開を見据えた地方モデルプロジェクトの始動

- ① 食品ロス削減の普及啓発
- ② 子供の事故防止に向けた地域の関係者等との協働
- ③ 地方でのエシカルラボ開催等を通じた倫理的消費の普及
- ④ 栄養成分表示等の活用に向けた消費者教育
- ⑤ 若年者への消費者教育推進
- ⑥ 健康食品等のリスコミ推進体制構築
- ⑦ 中小企業を含めた消費者志向経営の推進

3. 消費者庁・国民生活センターのイノベーション

- ① 徳島県での消費者行政新未来創造オフィス(仮称)の整備
- ② ICT等の活用を通じた働き方改革
- ③ 研修の充実等を通じた職員の育成・能力強化
 - ・地方公共団体での研修の強化
 - ・生命・身体分野に係る海外の事故調査機関における研修への職員派遣
- ④ 服務規律対応の強化
- ⑤ 情報セキュリティ対策の向上

II. 地方と連携した体制整備

- ① どこに住んでいても質の高い相談・救済を受けられる地域体制の整備・充実
- ② 高齢者等の見守りネットワークの構築・推進
- ③ 消費者ホットライン(188)の周知・活用促進
- ④ 消費生活相談員への研修の充実

III. 制度の実効性の確保・向上

- ① 改正特定商取引法・改正消費者契約法の施行・周知
- ② 特定適格消費者団体による被害回復の促進
- ③ 公益通報者保護制度の実効性の向上
- ④ 健康食品のインターネット広告等の信頼性確保に向けた監視強化

IV. 多様な消費への対応等

- ① 越境取引増加に伴うトラブルへの対応
- ② 訪日・在日外国人の消費の安全の確保
- ③ 食品表示の充実による多様な選択機会の確保
- ④ 機能性表示食品制度等の適切な運用体制強化
- ⑤ 物価モニター調査の充実

消費者庁 平成29年度予算概算要求について

平成28年8月
消費者庁

概要

○個人消費の喚起（消費者マインドの喚起）のためには、「消費者被害の防止・救済の取組を進め、消費者の安全・安心の確保を図る」（経済財政運営と改革の基本方針2016）ことが重要。

○そのため、消費者基本計画工程表（平成28年7月19日改定）を踏まえ、消費者行政の新たな未来の創造に取り組むとともに、地方と連携した体制整備、制度の実効性の確保・向上、多様な消費への対応等に取り組む。

<重点事項の柱>

1. 消費者行政の新たな未来の創造

- ①新たな調査・研究機能の整備
- ②全国展開を見据えた地方モデルプロジェクトの始動
- ③消費者庁・国民生活センターのイノベーション

2. 地方と連携した体制整備

3. 制度の実効性の確保・向上

4. 多様な消費への対応等

○概算要求額は、

- ・一般会計のみで147.8億円（平成28年度予算（118.9億円）比24%増）。
- ・一般会計と東日本大震災復興特別会計（復興庁一括計上）の合計で、152.6億円（平成28年度予算（123.7億円）比23%増）。

平成29年度予算概算要求について

区分	平成28年度 予算額	平成29年度 概算要求額	増減額	増減率
一般会計	118.9億円	147.8億円	28.9億円	24%
復興特会	4.8億円	4.8億円	0億円	0%

※平成29年度概算要求額には、「新しい日本のための優先課題推進枠」58.4億円を含む。

I. 消費者行政の新たな未来の創造**1. 新たな調査・研究機能の整備**

○多様な消費者の特性等を踏まえた政策立案のための調査研究 20百万円(新規)

◇多様な消費行動に柔軟に対応することが求められていることを踏まえ、相談者の世代別ライフスタイル分析、障がい者等消費者の特性を踏まえた被害実態等の分析、インターネット通販被害の背景分析等を行う。

○行動経済学等を活用した消費行動等の分析・研究 5百万円(5百万円)

◇学識経験者との定期的な検討会等を行いながら、消費者を取り巻く現状や消費者政策に関する基礎的・理論的かつ学際的な研究等を行う。

2. 全国展開を見据えた地方モデルプロジェクトの始動

○食品ロス削減の普及啓発 6百万円(3百万円)

◇消費者が食品ロスに対する認識を高め、その削減に向けて消費行動が改善されるよう、地方公共団体と連携した効果的な理解増進の方策の検討等を行う。

○子供の事故防止に向けた地域の関係者等との協働 15百万円(新規)

◇多様な主体による啓発活動や安全な製品の普及等の子供の事故防止対策に関する先進的な実証事業を実施し、効果分析・課題検証を行う。

○地方でのエシカルラボ開催等を通じた倫理的消費の普及 28百万円（8百万円）

◇倫理的消費の概念の普及や多様な主体によるムーブメント作りのため、地方でエシカルラボを開催し、先進的な事例の紹介等を通じた全国的な普及・展開を図る。

○栄養成分表示等の活用に向けた消費者教育 78百万円の内数（新規）

◇様々なライフステージ、地域の多様性を踏まえた効果的な栄養成分表示等の活用方法等を実証・分析し、消費者・教育機関等へそのノウハウを普及する。

○若年者への消費者教育推進 48百万円の内数（28百万円の内数）

◇幼稚園から大学までの体系的な消費者教育について、全国展開に向けた先進的な取組事例の収集・分析等を実施する。

○健康食品等のリスク推進体制構築 20百万円（14百万円）

◇地域の様々な機関と連携したリスク推進体制を試験的に構築し、薬局等による消費者の健康食品の喫食状況確認や、健康食品と医薬品の飲み合せリスクの啓発等を行う。

○中小企業を含めた消費者志向経営の推進 10百万円（6百万円）

◇特定の地域の事業者・消費者・行政機関等と連携し、中小企業による消費者志向経営の好事例発掘を行うとともに、普及に向けた方策の検討等を行う。

3. 消費者庁・国民生活センターのイノベーション

○徳島県での消費者行政新未来創造オフィス（仮称）の整備

◇消費者庁における徳島オフィス整備経費 2.4億円（新規）

◇独立行政法人国民生活センター運営費 35.3億円の内数（28.6億円の内数）

徳島県に、消費者行政の新たな未来の創造を担う「消費者行政新未来創造オフィス」（仮称）を置き、徳島県の協力を得た上で、周辺地域も含めた消費者行政の関係者とのネットワークを整備しつつ、分析・研究、実証実験等のプロジェクトを集中的に実施する。

○ICT等の活用を通じた働き方改革 1. 1億円（新規）

◇紙資料の電子媒体化やテレビ会議システムの活用、無線LAN導入による執務室のフリーアドレス化等を通じ、業務の効率化やテレワークの促進等を図る。

○研修の充実等を通じた職員の育成・能力強化

◇地方公共団体での研修の強化 5百万円（新規）

◇生命・身体分野に係る海外の事故調査機関における研修への職員派遣
1百万円（新規）

○情報セキュリティ対策の向上 1.3億円（0.2億円）

◇消費者庁のシステムの更新や外部監査の実施等を通じ、セキュリティの向上を図る。

II. 地方と連携した体制整備

○地方消費者行政推進交付金 一般会計 50.0億円（30.0億円）

復興特会 4.8億円（4.8億円）

地方消費者行政強化作戦を踏まえ、消費生活センターの設立促進や消費生活相談員資格の取得に向けた取組等、どこに住んでいても質の高い相談・救済を受けられる地域体制の整備・充実を図るとともに改正消費者安全法の施行を踏まえた高齢者等の見守りネットワークの構築推進や成人年齢の引き下げを想定した若者向け消費者教育の推進等を図る。また、消費者被害の泣き寝入りを防止するため、消費者ホットライン（188）を周知し、活用促進を図る。さらに、消費サイドの放射性物質検査体制の整備など、東日本大震災の被災地の復興に向けた取組も引き続き進める。

○消費生活相談員への研修の充実

◇独立行政法人国民生活センター運営費〔再掲〕

35.3億円の内数（28.6億円の内数）

消費生活相談内容の複雑化等への対応に向け、消費生活相談員の学習機会を増加させるため、自宅等で閲覧可能なDラーニング（遠隔研修）のコンテンツの充実等を図る。

Ⅲ. 制度の実効性の確保・向上

○改正特定商取引法・改正消費者契約法の施行・周知

- ◇改正特定商取引法の周知・普及 2 百万円 (2 百万円)
- ◇改正消費者契約法の周知・普及 4 3 百万円の内数 (3 9 百万円の内数)

○特定適格消費者団体による被害回復の促進

- ◇独立行政法人国民生活センター運営費 [再掲]

3 5. 3 億円の内数 (2 8. 6 億円の内数)

特定適格消費者団体による集団的な消費者被害を回復するための裁判手続において必要となる仮差押えの担保金について、独立行政法人国民生活センターが提供することで安定的な手続きの実施を図る。

○公益通報者保護制度の実効性の向上 5 7 百万円 (2 8 百万円)

- ◇制度の広報や通報窓口の設置促進を図るとともに、内部通報制度がコンプライアンス経営に積極的に活用される仕組みの検討等を行う。

○健康食品のインターネット広告等の信頼性確保に向けた監視強化 2 7 百万円 (1 5 百万円)

- ◇健康食品の虚偽誇大広告等に対し、インターネット監視のモニタリング件数の拡充や複数の専門家による速やかな検証レビュー体制の構築等により、表示の信頼性の確保の強化を図る。

Ⅳ. 多様な消費への対応等

○越境取引増加に伴うトラブルへの対応

- ◇独立行政法人国民生活センター運営費 [再掲]

3 5. 3 億円の内数 (2 8. 6 億円の内数)

海外事業者との取引でトラブルにあった消費者の相談窓口である国民生活センター越境消費者センター (C C J) において、引き続き海外事業者とのトラブル解決の支援を図る。

◇越境取引に関する消費者相談の海外展開に要する経費 14百万円(14百万円)

諸外国の消費者相談の実態や連携における課題の調査等を通じ、CCJと海外の消費者相談機関等との更なる連携体制の拡大を図る。

○訪日・在日外国人の消費の安全の確保

◇地方消費者行政推進交付金〔再掲〕 一般会計 50.0億円(30.0億円)

訪日・在日外国人の消費の安全の確保に向け、地域における消費生活相談に対応する体制の充実を図る。

◇独立行政法人国民生活センター運営費〔再掲〕

35.3億円の内数(28.6億円の内数)

国民生活センターにおいて、訪日・在日外国人の潜在的な相談需要や諸外国の相談体制等の調査を行うとともに、それらを踏まえた注意喚起・情報提供や訪日・在日外国人向け相談窓口の整備を行う。

○食品表示の充実による多様な選択機会の確保

◇新たな食品表示制度の普及啓発 78百万円の内数(32百万円の内数)

新たな食品表示制度について、消費者、事業者等への普及啓発を行い、円滑な施行とその定着を図る。

◇栄養成分表示等の活用に向けた消費者教育〔再掲〕 78百万円の内数(新規)

様々なライフステージ、地域の多様性を踏まえた効果的な栄養成分表示等の活用方法等を実証・分析し、消費者・教育機関等へそのノウハウを普及する。

○物価モニター調査の充実 53百万円(48百万円)

◇毎月行っている物価モニター調査について、調査内容の変更・充実等を図るとともに、効果的な発信等を促進する。

平成 29 年度消費者庁予算概算要求案（内訳）

（単位：百万円）

項 目 別	28年度 予算額	29年度 要求額	比較 増減額
【消費者庁政策費】			
○消費者行政の企画立案	72	74	2
○インターネット取引等に関する調査	34	38	4
○消費者の財産被害に関する情報の集約・分析・対応	28	25	△3
○消費生活に関する制度の企画・立案・推進	39	43	4
○公益通報者保護の推進	28	57	29
○地方消費者政策の推進（地方消費者行政推進交付金を除く。）	170	174	4
○地方消費者行政推進交付金 （国と地方の連携による先駆的プログラムを含む。）	3,000	5,000	2,000
○消費者に対する教育・普及啓発の企画・立案・推進	36	57	21
○消費者政策の企画立案のための調査等経費	69	90	21
○物価対策・事業者連携の推進	64	73	9
○消費者安全に関する啓発の推進	34	37	3
○消費者の安全確保のための施策の推進	108	113	5
○消費者事故調査等の推進	81	77	△4
○消費者取引対策の推進	304	315	11
○消費者表示対策の推進	202	192	△10
○食品表示対策の推進	193	267	74
【復興特別会計】			
○被災4県の消費者行政への支援（地方消費者行政推進交付金）	482	482	0
【その他】			
○国民生活センター運営費交付金	2,859	3,528	669
○消費者庁人件費	2,853	3,054	201
○消費者庁一般行政経費 （うち中央合同庁舎第4号館への移転に係る費用）	1,718 (284)	1,563 (0)	△155 (△284)
（うち消費者行政新未来創造オフィス（仮称）に関する経費）	(0)	(237)	(237)

消費者庁合計額 (※復興庁一括計上分を含む。)	義務的経費	3,403	3,685	282
	裁量的経費	8,489	11,093	2604
	東日本大震災復興特別会計	482	482	0
	合計（一般会計+復興特別会計）	12,374	15,261	2,887
	（うち一般会計）	11,892	14,779	2,887

「新しい日本のための優先課題推進枠」要望一覧

消費者庁

(単位:百万円)

項目別事業名	要望額
消費者行政新未来創造オフィス(仮称)に関する経費	237
消費者行政新未来創造オフィス(仮称)運営等経費	107
消費者行政新未来創造オフィス(仮称)維持管理等経費	35
消費者行政新未来創造オフィス(仮称)開設等経費	95
地方消費者行政推進交付金	
地方消費者行政推進事業	5,000
国民生活センター運営費交付金	600
特定適格消費者団体の仮押えの担保金に係る措置に関する事業	84
CCJ次期相談処理システムの開発経費及び訪日・在日外国人相談対応経費	117
テレワーク事業	30
遠隔研修事業	36
情報セキュリティ強化事業	90
消費者行政新未来創造オフィス(仮称)運営等経費	243
合 計	5,837

消費者庁 平成 29 年度機構・定員要求について

平成 28 年 8 月
消費者庁

1. 概要

- 個人消費の喚起（消費者マインドの喚起）のためには、「消費者被害の防止・救済の取組を進め、消費者の安全・安心の確保を図る」（経済財政運営と改革の基本方針 2016）ことが重要。
- そのため、消費者基本計画工程表（平成 28 年 7 月 19 日改定）を踏まえ、消費者行政の新たな未来の創造に取り組むとともに、地方と連携した体制整備、制度の実効性の確保・向上、多様な消費への対応等に取り組むために必要な機構・定員要求を行い、消費者庁の体制整備を図る。
- 現在 320 名の消費者庁の定員に対し、新規増員 27 名を要求。

2. 機構・定員要求のポイント

<機構要求事項>

- 参事官（徳島担当） 1
- 総務課 企画官（職員担当） 1
- 食品表示企画課 保健表示室長 1

<定員要求事項 計 27 名>

新規増員 27 名

※その他、定員合理化により 1 名減

（主な内容）

- ・先端的な調査研究等担当 6 名
- ・全国展開を見据えた地方モデルプロジェクト担当 7 名
 - （うち、子供の事故対応担当 2 名
 - 倫理的消費担当 2 名
 - 消費者教育担当 2 名
 - 消費者志向経営担当 1 名
）
- ・徳島総括等担当 2 名
- ・服務規律担当 1 名
- ・サイバーセキュリティ・情報化担当 3 名
- ・改正特定商取引法執行担当 5 名
- ・公益通報担当 1 名
- ・食品表示担当 2 名